

(案)

事業者向け太陽光発電設備共同購入事業に関する協定書

吹田市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、事業者向けへの再生可能エネルギーの導入を促進し、産業部門や業務部門の温室効果ガス排出量の削減を図るため、次のとおり事業者向け太陽光発電設備共同購入事業に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、太陽光発電設備の普及拡大を図ることを目的とする。

（役割等）

第2条 甲及び乙は前条に掲げる目的を達成するため、次の事項について連携する。

- （1） 甲 事業者向け太陽光発電設備共同購入事業（以下「本事業」という。）に関する広報等の支援
- （2） 乙 別紙「事業者向け太陽光発電設備共同購入事業（仕様書）」（以下「仕様書」という。）に定める本事業の実施

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（募集要項等の厳守）

第3条 乙は、本事業の実施に当たり、本事業に係る公募型プロポーザル募集要項及び実施要領並びに仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（経費負担）

第4条 第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

（損害賠償等）

第5条 本事業の実施に伴い、乙と施工事業者との間、又は乙と購入希望者との間のトラブルについては、乙が適切に対処し解決しなければならない。

2 本事業の実施に伴う施工事業者と購入希望者との間のトラブルについて、両者間において解決できない場合は、乙が適切に対処し解決しなければならない。

3 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により、甲、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相手方は本協定の全部又は一部を解除することができる。

- （1） 甲又は乙が本協定に違反したとき。

(案)

(2) 甲又は乙が事業実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

(協定の変更)

第7条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

(協定期間)

第8条 協定の有効期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、事業の実績等を勘案し、期間満了の1カ月前までに当事者の一方から書面による協定終了の申し出がないときは、本協定と同一条件で1年間継続することとして、以降も同様とする。

(守秘義務)

第9条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承認を得た場合は、この限りではない。

(疑義等の処理)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自1通を保管する。

令和7年 月 日

甲：大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市

吹田市長 後藤 圭二

乙：(住所)

〇〇株式会社

(代表取締役)